（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の七を次のように改める。

（保険会社に対する委託）

第一条の七　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号。以下「令」という。）第一条の保険会社に対する委託は、当該委託をしようとする者が、道路運送車両法第四条、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項（使用者の変更に係る部分に限る。）若しくは第七十一条第四項又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項に規定する処分を受けることとしている場合に限り、行うことができる。

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を次のように改める。

（登録情報処理機関に対する照会）

第九条の二　法第九十四条の五第十項の照会は、保安基準適合証に記載すべき事項について、電磁的方法により行うものとする。

2　前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第二号様式備考(1)中「赤色」の次に「又は黒色」を加える。

（自動車登録規則の一部改正）

第四条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六条の九に次の三項を加える。

4　第一項の届出をする者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の届出書にその旨を記載することをもつて第二項第三号の書面の提出に代えることができる。

5　前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の届出書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

6　前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第六条の十二中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項の届出をする者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の届出書にその旨を記載することをもつて第二項第三号の書面の提出に代えることができる。

5　前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の届出書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

6　前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第六条の十四の次に次の一条を加える。

（登録情報処理機関に対する照会）

第六条の十四の二　令第十四条第四項の照会は、譲渡証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により行うものとする。

2　前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第六条の十五に次の三項を加える。

3　令第四十八条第一項の申請をする新所有者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、令第四十八条第一項の申請書にその旨を記載することをもつて第一項第二号の書面の提出に代えることができる。

4　前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが令第四十八条第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

5　前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第十三条第一項第二号中「三けた以下のアラビア数字」を「二字以下のアラビア数字又は最初の字がアラビア数字であつて、その他の字がアラビア数字若しくはローマ字若しくはこれらの組合せである二字」に改める。

別表第二第一号中「及び100から199」を「、100から199まで、10Aから19Zまで、１Ａ０から１Ｚ９まで及び１ＡＡから１ＺＺ」に改め、同表第二号中「及び200から299」を「、200から299まで、20Aから29Zまで、２Ａ０から２Ｚ９まで及び２ＡＡから２ＺＺ」に改め、同表第三号中「及び300から399」を「、300から399まで、30Aから39Zまで、３Ａ０から３Ｚ９まで及び３ＡＡから３ＺＺ」に改め、同表第四号中「及び600から699」を「、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、４Ａ０から４Ｚ９まで、６Ａ０から６Ｚ９まで、４ＡＡから４ＺＺまで及び６ＡＡから６ＺＺ」に改め、同表第五号中「及び700から799」を「、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、５Ａ０から５Ｚ９まで、７Ａ０から７Ｚ９まで、５ＡＡから５ＺＺまで及び７ＡＡから７ＺＺ」に改め、同表第六号中「及び800から899」を「、800から899まで、80Aから89Zまで、８Ａ０から８Ｚ９まで及び８ＡＡから８ＺＺ」に改め、同表第七号中「及び900から999」を「、900から999まで、90Aから99Zまで、９Ａ０から９Ｚ９まで及び９ＡＡから９ＺＺ」に改め、同表第八号中「及び000から099」を「、000から099まで、00Aから09Zまで、０Ａ０から０Ｚ９まで及び０ＡＡから０ＺＺ」に改める。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第五条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「承認を受けた」を「定める基準に適合する」に改める。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。